

ベトナム最高人民検察院長官招へい

国際協力部教官

小谷 ゆかり

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、2018年10月15日から同月20日までの間、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）最高人民検察院長官であるレー・ミン・チ氏（以下「チ長官」という。）ほか7名を招へいしたので、その概要を報告する。

なお、最高人民検察院は、我が国の最高検察庁に相当する機関であるが、その役割・権限は広く、公訴権行使の権限のみならず、司法活動に関する法令遵守を檢察¹する権限を有している。

第2 本招へいの背景

1 法務総合研究所は、1994年にベトナム司法省に対する国別研修を行うなどしてベトナムに対する法制度整備支援を開始し、1996年に国際協力事業団（現独立行政法人国際協力機構。以下、「JICA」という。）が法整備支援プロジェクトを立ち上げて以降、同プロジェクトを通じて同国に対する法制度整備支援を継続して行ってきた。ベトナム最高人民検察院は、1999年からJICAプロジェクトのカウンターパートとなり、以後、刑事法分野における支援を通じて、我が国と強固な協力関係を築いている。

現行プロジェクトは、2015年4月から「2020年を目標とする²法・司法改革支援プロジェクト」として開始され、長年にわたる支援の集大成として位置づけられるとともに、2020年以降の新しいパートナーシップ関係の構築を念頭に置きつつ、ベトナムの成長・発展を支える法・司法制度の整備等の協力を行うこととしている。法務総合研究所国際協力部からは、同プロジェクトに長期専門官を派遣するなどして全面的な支援を行っている。

¹ ベトナムでは、「檢察」＝「検査して査察する」という意味合いで通常使われており、日本語の監督あるいは観察という意味に近い。人民検察院の組織や権限等について定める人民検察院組織法では、人民検察院の任務として「人民検察院は、憲法及び法令の擁護、人権、公民権の擁護、社会主義制度の擁護、国家の利益、組織・個人の権利及び合法的利益の擁護の任務を有し、法律の厳正かつ統一的な執行の確保に貢献する。」（2条2項）とし、司法活動の檢察については、「司法活動における機関、組織、個人の各行為、決定の合法性を檢察するための人民検察院の活動であり、犯罪の告発、通報、立件の建議の受付及び解決の時から、刑事事件の解決過程を通じて；行政事件、民事、婚姻及び家族、経営、商事、労働事件の解決において；判決の執行、司法活動における不服申立て、告訴の解決において；法令の規定に従ったその他の各司法活動において行われる。」（4条1項）と規定している。

² ベトナムでは、1986年のドイモイ（刷新）政策採用以降、市場経済原理を導入・推進するため民商事法分野を中心に各種法令の立法が行われ、2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表されるなどして、司法改革が具体的に進められてきた。2020年は、ベトナムにおける法・司法改革の目標年とされている。

さらに、法務総合研究所は、独自の活動として、2000年からベトナム最高人民検察院との間で、両国の法・司法分野の専門家が相互に往来し、互いの司法制度の知識及び経験の共有等を目的とした共同研究（交換プログラム）を継続して実施している。2007年からは、国連アジア極東犯罪防止研修所において、東南アジア諸国を対象に、主として汚職対策について討議を行うグッドガバナンス・セミナーを域内各国で実施し、刑事司法分野における人材育成、能力強化等の研修を行っているところ、直近2回のセミナーでは、ベトナム最高人民検察院がホストを務めるなどして積極的な役割を果たしている。

- 2 本年は、日本・ベトナム外交樹立45周年という記念すべき年であり、両政府は、高官の相互往来を更に推し進め、本年5月には、我が国で日越首脳会談が開催され、戦略的包括的パートナーシップに関する共同宣言が発出された。同宣言では、法・司法分野における協力関係の継続、刑事共助及び受刑者移送に関する二国間協定締結交渉開始等が確認されているところ、ベトナム最高人民検察院は、同協定締結交渉のカウンターパートとして、重要な役割を担うことが期待されている。
- 3 そのような中、法務総合研究所国際協力部に、ベトナム最高人民検察院長官が来日を希望している旨の情報がもたらされた。

前記のとおり、重要な役割を担っているベトナム最高人民検察院のトップであるチ長官を招へいし、法務大臣を始めとする我が国政府関係者、法整備支援関係者等との直接対話を実現することは、両国の法・司法分野における協力関係の深化・発展に資するものであり、極めて有意義であると認められたことから、本招へいを実施したものである。

第3 招へいプログラムの概要等

- 1 本招へいは、大きく分けると表敬・訪問及びチ長官による基調講演で構成されていた。以下、これらのうち、主要なプログラムを簡単に紹介する。
- 2 法務省関係の表敬・訪問
 - (1) 法務大臣表敬

山下貴司法務大臣は、本年8月にベトナムを訪問した際、法務大臣政務官としてチ長官と意見交換を行っており、今回の表敬では、法務大臣としてチ長官を迎えることとなった。



法務大臣表敬時の一場面

法務大臣表敬時には、チ長官から、日本の法整備支援に感謝していること、日越首脳会談により確認された両国の法・司法分野における協力関係を強化し、その中でも刑事共助等に関する二国間協定締結の交渉に向けて迅速に手続を進めていきたいことなどが述べられたのに対し、山下大臣からも、JICAプロジェクトや、国連アジア極東犯罪防止研修所が実施するグッドガバナンスセミナー等に対するベトナム最高人民検察院の協力に感謝していること、日越交流が盛んとなり、来日するベトナム人が増加していることなどを踏まえても、二国間協定締結の交渉開始を望んでいる旨述べられるなど、両国間の法・司法分野における協力関係の深化・発展が確認された。

(2) 法務総合研究所長表敬

法務総合研究所佐久間達哉所長表敬の際には、チ長官から、法務省やJICAプロジェクト等の日本の司法関係者による支援活動がベトナムの司法改革に大きく貢献したこと、日本の支援活動を高く評価していること、日越の法・司法協力関係を拡大していく中で、特に、刑事共助等の二国間協定の締結を早急に実現したいこと、協力関係の下ではお互いの文化に触れ合うことが重要であることなどが述べられた。

これに対して、佐久間所長からは、1994年から続く法・司法分野の協力関係が円滑に進んでいること、その中で法務省は、JICAプロジェクトにより検察官を派遣するなどして支援を行っていること、二国間協定の締結は、我が国においても良い経験になることなどが述べられるなど、日越協力関係が発展段階にあること、相互交流の重要性等が確認された。



法務総合研究所長との意見交換

(3) 刑事局長訪問

辻裕教刑事局長表敬の際には、辻刑事局長から、本年が日越外交樹立45周年であり、継続的で強固な協力関係が構築されていること、刑事司法分野においても、協力関係の強化を望むこと、日越首脳会談で表明された刑事共助等に関する二国間協定については、速やかな交渉開始を期待していること、同交渉では相互に忌憚のない意見を出し合うなどして、より良い協定を作っていくことなどが述べられた。

これに対して、チ長官からは、日越の協力関係は発展し、ピークの時代を迎えていること、刑事共助や犯罪人引渡しに関する二国間協定は、関係省庁の対話の出発点となること、日本との間での情報交換は、犯罪防止に役立っており、高く評価していること、ベトナム人労働者による犯罪は、両国にとって共通の利害問題であり、重要な課題であること、二国間協定締結交渉に向けた迅速な手続の開始等が述べられるなど、刑事司法分野における協力関係の強化が確認された。



刑事局長訪問時の一場面

(4) 京都地方検察庁訪問

京都地方検察庁では、田中素子検事正の訪問、総務部検事による概況説明、証拠品倉庫や録音録画取調室の見学等を実施した。概況説明では、チ長官らが、不起訴処分の割合が起訴処分を上回っていることなどに関心を示し、不起訴処分の理由やその後の手続について質問をしたほか、公安部が取り扱う事件の種類、公判部の位置付け、検察官による独自捜査の端緒等について質問をするなど、活発な質疑応答が行われた。



京都地方検察庁検事正訪問



京都地方検察庁の概況説明

3 その他の訪問

(1) 本招へいでは、そのほか、最高裁判所判事三浦守氏、外務省外務大臣政務官鈴木憲和氏、日本弁護士連合会会長菊池裕太郎氏、JICA理事前田秀氏らとの面談を実施した。

最高裁判所三浦判事との面談では、三浦判事から、JICAプロジェクトの長期専門家として裁判官がベトナムに派遣されていることなど、司法関係者の相互訪問・交流が増えており、このような交流が更に深まることを期待する旨伝えられ、これに対して、チ長官からは、ベトナムに対する法整備支援において、最高裁判所の支援・協力に感謝していること、日本の司法の透明性を高く評価していることなどが伝えられるなど、法・司法分野における協力関係の継続等が確認された。

外務省鈴木外務大臣政務官との面談では、刑事共助等に関する二国間協定が法・司法分野における協力関係の進展を示すものであること、同協定がより良い内容となるよう共に取り組んでいくこと、在日ベトナム人が急増する中、悪質なブローカーを減らすなどの環境整備が課題であり、両国間の連携が重要であることなどが確認された。

日本弁護士連合会菊池会長との面談では、日本弁護士連合会によるベトナムへの法整備支援は1995年から継続して行われていること、その中で日本弁護士連合会とベトナム弁護士会は友好協定を結ぶなどして、友好関係を構築・発展させていること、今後においても、企業、民間、政府等多くのチャンネルの中で、両国の友好

関係を深化させていくことなどが確認された。

JICA前田理事との面談では、現行プロジェクトの目標達成には、カウンターパート相互の協力が必要不可欠であること、その中で、ベトナム最高人民検察院の積極的・主導的立場が期待されること、今後の支援については、関係各機関との間で議論を重ねていくことなどが確認された。

(2) 以上の訪問のほか、本招へいでは、第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（以下「京都 कांग्रेस」という。）³の開催会場となる国立京都国際会館の視察を実施した。

京都 कांग्रेसについては、今回の招へいプログラムの中で、あらかじめ、法務省大臣官房国際課松井信憲課長等から、 कांग्रेसの意義や目的、犯罪防止に向けた世界的な取組み、京都 कांग्रेस開催に向けた準備状況等の説明が行われていたこともあり、同会館の視察により、チ長官らは、京都 कांग्रेस開催への理解・関心を深めている様子だった。



国立京都国際会館メインホール

4 基調講演

本招へいでは、公益財団法人国際民商事法センター（以下「ICCLC」という。）との共催により、「ベトナムにおける司法改革」と題して、チ長官による基調講演を実施した。赤れんが棟の第5教室で同講演を開催したところ、検事総長や最高検察庁総務部長等の検察関係者を始め、法務省幹部、ベトナム法整備支援に携わった大学教授、ICCLC理事等70名以上が聴講に集まり、席が足りなくなるほどの大盛況となった。

同講演では、チ長官から、憲法改正から始まった司法改革の流れや基本法令の整備、

³ 犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、5年に1度開催される。同会議では、各国ハイレベルや国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関等が参加し、国際組織犯罪の防止や国際協力の在り方等について討議する。第14回となる京都 कांग्रेसは、2020年4月20日から同月27日までの8日間、国立京都国際会館で開催される。

刑事訴訟法の改正，これら法令の運用や人材育成等に関するベトナム最高人民検察院の取組み等について講演をいただき，その中で，長年にわたる日本の法整備支援がベトナムの司法改革に大きく貢献しているとして，日本の法整備支援関係者に対する感謝の気持ちが伝えられた。また，質疑応答場面では，聴講者から，最高人民検察院による下級人民検察院への監督方法や若手検察官の能力向上に向けた取組み，汚職防止対策の具体的措置等について質問が出されるなど，幅広い範囲で，ベトナム最高人民検察院に対する関心が示されていた。



基調講演の一場面



質疑応答場面

5 その他の意見交換会

そのほか，本招へいでは，検事総長，法務省事務次官，法務総合研究所長，法務総合研究所国際協力部長，ICCLC及びアジア刑政財団それぞれの主催により，食事会を兼ねた意見交換会が実施された。

意見交換会では，和やかな雰囲気の下，経済，治安，文化から法・司法分野におけ

る協力関係の発展まで、幅広い分野にわたって率直な意見が交わされた。



検事総長等の集合写真



検事総長とチ長官



法務省事務次官主催の昼食会

第4 おわりに

本招へいは、日越外交樹立45周年という記念の年に、両国における法・司法分野の協力関係を深化・発展させるため、今後の課題等について意見交換・協議等を行うために実施したものであり、大変に意義深いものであった。本招へいを通じて、これまでの日本の法制度整備支援活動が高い評価を得ているとともに信頼をおかれていることについて、改めて実感することができた。また、チ長官を始めとする被招へい者らが、ベトナムの抱えている課題等を克服し、引き続き、ベトナムの司法改革を推し進める強い意思を有していることも、感じ取ることができた。本招へいにより、両国における協力関係の発展に資するという成果は、達成されたものと思われる。

最後に、本招へいの実施に当たっては、最高裁判所、外務省、JICA、日本弁護士連合会、ICCLC、日本刑政財団等、多数の関係者に協力いただいた。この場を借りて改めて、関係各位に対し、深く感謝申し上げたい。

ベトナム最高人民検察院長官招へい 日程表(案)

[担当教官:小谷ゆかり, 前田澄子, 高梨未央, 担当専門官:赤井隆志, 遠藤裕貴, 執行優里]

曜日	月日	17:00										備考	
10	入国												
15													
10	10	9:00~9:30	9:45~10:15	11:00~11:40	12:00~13:00			15:30~16:30	16:30~17:00	18:30~		ホテルオークラ 東京泊	
火		【表敬】法務大臣 法務省9階特別会議室	【表敬】法務総合研究所所長 赤れんが棟研究所長室	【表敬】最高裁判事 最高裁判所	【表敬】検事総長 昼食・意見交換会 法曹会館		休憩	【表敬】刑事局長 法務省	【表敬】外務大臣政務官 外務省	法務総合研究所長主催夕食会 KKRホテル東京			
16	16							16:00~16:30	17:00~17:30	18:30~		ホテルオークラ 東京泊	
水		10:00~11:00	【講演】SPP長官司法改革について 赤れんが棟第5教室		12:00~14:00	14:30~15:00	休憩	【表敬】日弁連会長 日弁連会長 弁護士会館	【表敬】JICA理事 JICA本部	公益財団法人国際民間司法センター主催夕食会 新宿住友クラブ			
17	17					大臣官房 国際課訪問 コンGRESの広報等 赤れんが棟第5教室							
10	18	静岡へ移動			12:00~14:15		大阪移動			18:00~			
木		【東京駅】10:03発 11:04着 (ひかり)			公益財団法人国際民間司法センター主催昼食会 日本平ホテル		【静岡駅】15:10発 17:00着 (ひかり)			公益財団法人アジア刑政財団主催夕食会 ホテルグランヴィア大阪		ホテルグランヴィア大阪 阪泊	
18	18												
10	19	10:00~			12:00~		14:00~						
金		京都国際会館 視察			国際協力部長主催昼食会・意見交換会 京都ガーデンパレス		京都地検検事正 訪問 京都地検施設見学会 録音録画DVD視聴等					ホテルグランヴィア大阪 阪泊	
19	19												
10	20	出国											
土													